

令和元年11月1日
老高発1101第1号
国住心第198号

各

都道府県
指定都市
中核市

 住宅担当部長 殿
福祉担当部長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長

国土交通省住宅局安心居住推進課長

国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則
の一部を改正する省令の施行について

「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令」（令和元年厚生労働省・国土交通省令第4号。以下「改正省令」という。）は令和元年11月1日に公布され、同年12月14日より施行されることとなっている。

施行等に当たっては、下記事項に御留意の上、法令に基づくサービス付き高齢者向け住宅制度の的確かつ円滑な運用が図られるようお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

記

第1 改正の趣旨

今般、登録の申請に当たっての申請者の事務的な負担を軽減し、より円滑なサービス付き高齢者向け住宅事業の登録が可能になるよう、国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「施行規則」という。）第6条に規定する登録申請書の記載事項及び第7条に規定する登録申請書の添付書類の省略等を行うとともにその他所要の改正を行うこととした。

また、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「整備法」という。）の一部が令和元年12月14日に施行されることに伴い、必要となる措置を講ずることとした。

第2 登録申請書への記載事項について

1. 登録申請書中のチェックボックスにおける誓約について

これまで、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号。以下「法」という。）第6条第1項第15号及び改正前の施行規則（以下「旧施行規則」という。）第7条第10号に基づき、法第5条第1項のサービス付き高齢者向け住宅の登録（同条第2項の登録の更新を含む。以下同じ。）を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、登録の申請時において、登録申請書に、法第7条第1項第6号及び第7号に掲げる基準（入居契約及び前払金に関する登録基準）に適合することを誓約する書面を登録申請書に添付して提出しなければならないこととしていたところである。今回の改正においては、登録申請書中のチェックボックスで誓約することとした。

また、同様に登録申請書に添付して提出しなければならないとしていた、登録申請者及び法定代理人が法第8条第1項各号（以下「登録拒否要件」という。）に該当しない者であることを誓約する書面についても、添付を求めるのではなく登録申請者及び法定代理人が登録拒否要件に該当しない者であることを登録申請書中のチェックボックスに誓約することとした。

2. 役員名簿に記載する者について

サービス付き高齢者向け住宅の登録に際しては、法第6条第1項第3号及び第4号において申請を行う者又はその法定代理人が法人である場合には、申請書に「役員の氏名」を記載する旨規定されている。当該規定に基づき、施行規則別記様式第1号の別添1及び別添2において、役員の氏名を役員名簿という形で記載することとしているところである。

役員氏名は申請を行うサービス付き高齢者向け住宅事業を行う者、事務所等を特定するために記載を求めているところであり、例えば法人登記簿に記載のない執行役員については記載する必要がないことに留意されたい。

第3 登録の申請に必要な添付書類について

登録の申請に当たっての申請者の事務的な負担を軽減し円滑な登録が可能になるよう、以下の添付書類は不要とした。

- ①縮尺、方位並びにサービス付き高齢者向け住宅及びサービスを提供する者が常駐する場所の位置を表示した付近見取図
- ②縮尺、方位並びにサービス付き高齢者向け住宅及び敷地又は当該敷地に隣接する土地に存する高齢者居宅生活支援施設の敷地内における位置を表示した図面
- ③申請者がサービス付き高齢者向け住宅等を自ら所有する場合は、その旨を証する書類
- ④申請者が法人である場合は、登記事項証明書及び定款
- ⑤申請者が未成年者であり、かつ、法定代理人が法人である場合においては、登記事項証明書
- ⑥法第7条第1項第6号及び第7号の基準に適合することを誓約する書面
- ⑦申請者が欠格要件に該当しないことを誓約する書面
- ⑧申請者が未成年者である場合は、その法定代理人が欠格要件に該当しないことを誓約

する書面

デジタル・ガバメント実行計画（平成30年7月20日デジタル・ガバメント閣僚閣議決定）や情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）においては、行政機関間の情報連携等により、入手・参照できる情報に係る添付書類については添付を省略することとされている。

各都道府県等においては、改正省令による改正後の施行規則（以下「新施行規則」という。）に規定する書類以外に確認することが必要と認める事項がある場合には、必要に応じて、所管する行政機関から登記事項証明書や不動産登記事項証明書を入手する等の対応をされたい。

なお、商業・法人登記の登記事項証明書に係る情報については、「登記・法人設立等関係手続の簡素化・迅速化に向けたアクションプラン」（平成28年10月31日CIO連絡会議決定）に基づき、法務省において、情報連携の仕組みを構築中であり、令和2年度中に運用を開始する予定である。また、不動産の登記事項証明書についても、商業・法人の登記事項証明書と同時期の情報連携の開始に向けて検討を進めているところである。

第4 登録拒否要件について

1. 登録拒否要件に該当しないことを誓約させる者の範囲について

法第8条においては、都道府県知事はサービス付き高齢者向け住宅の登録申請者が登録拒否要件に該当するときは、その登録を拒否しなければならないと規定している。また前述したとおり、新施行規則においては、登録申請者及び法定代理人が登録拒否要件に該当しない者であることを登録申請書中のチェックボックスに誓約することとしているところである。

当該規定に基づき、登録の申請に際しては「役員」及び「政令で定める使用人（事務所の代表者である使用人）」が欠格要件に該当しないことを誓約する必要があるが、法人の役員や事務所の代表者は法人の意思決定に関与する立場にあることから、その責任能力について判断する必要があるが、当該登録拒否要件が規定されているのであるから、役員の範囲については、「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」等を想定しており、いわゆる執行役員、監査役、会計参与、監事、事務局長等は含まれないこと留意されたい。

2. 登録に係る個別審査規定の整備について

整備法の一部が令和元年12月14日に施行されることに伴い、新施行規則第15条の3においては「法第八条第一項第五号の国土交通省令・厚生労働省令で定める者は、精神の機能の障害によりサービス付き高齢者向け住宅事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。」との規定を新設した。

申請者が新施行規則第15条の3に掲げる要件に該当するか否かの判断については、

原則として申請者及び法定代理人が登録拒否要件に該当しない者であることを登録申請書中のチェックボックスに誓約することにより、その者が上記業務を適正に行うことができるか否かを審査することとする。

ただし、審査の過程において疑義が生じた場合は、新施行規則第7条第6号を根拠に、例えば下記に掲げる（1）又は（2）の書類の提出を求めることができる。

（1）成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書並びに市町村の長の証明書

（2）契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書

その病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載したもの。

上記（1）又は（2）の提出を求める場合は、申請者が（1）又は（2）どちらを提出するか選択できるようにし、例えば（1）だけの提出に限るといったことのないよう留意されたい。

第5 経過措置について（改正省令附則第2項関係）

1. 登録の申請について

改正省令の施行の日（令和元年12月14日）前に登録の申請をしている者が提出している登録申請書の添付書類及び登録申請書は、旧施行規則第6条及び第7条並びに別記様式第1号の様式が適用される。

なお、登録を受けた者は、新施行規則第6条及び第7条並びに別記様式第1号の様式により新たに記載が求められる事項を届け直す必要はない。

2. 登録の更新等について

令和元年12月14日前に登録を受けた者が令和元年12月14日以後に法第5条第2項の登録の更新を受けようとする場合又は変更の届出を行おうとする場合は、新施行規則の規定が適用される。

以 上